

被扶養者現況届兼同意書

【記入例】

※太枠部分を記入ください

被保険者証の記号・番号	記号 100	番号 1234567	事業所名 HD 本社 BSC OSC OOG
フリガナ	ケンボ 知ウ	性別 <input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 <input checked="" type="radio"/> 昭 <input type="radio"/> 平 45 年 12 月 1 日
被保険者名	健保 太郎		申請前の扶養人数 0 人

扶養したいご家族について		必要な添付書類
フリガナ	ケンボ ハナコ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の記載された住民票 別居の場合は仕送りが確認できる書類 申請理由が結婚の場合は婚姻届受理証明書
氏名	健保 花子	
続柄	妻	
申請理由	妻が離職し、パートを始めたが、収入が減ったため	

申請する前と現在の状況	就労の有無	<input type="checkbox"/> 就労していない <input type="checkbox"/> 就労していた <input checked="" type="checkbox"/> 現在も就労中 (回答内容に応じて以下の確認事項・必要書類を記入・送付ください)			
	就労していない			・所得証明書(課税・非課税証明書)	
	就労していた	自営業者の方:事業内容を記載			・個人事業の開廃業等届出(廃業の確認)
		自営業者以外の方:勤務先名称	(株)○○○		・給与明細
	退職・廃業日	令和 2 年 3 月 31 日		・退職日や廃業日の確認できる書類	
	就労中	雇用保険 (該当箇所を○)	1. 未加入 <input checked="" type="radio"/> 2. 受給しませぬ <input type="radio"/> 3. 受給が終了している 4. 受給している(日額:) 5. 受給を延長する		・雇用保険受給資格者証(両面)
		職種 (該当箇所を○)	1. 社員 <input checked="" type="radio"/> 2. パート・アルバイト <input type="radio"/> 3. 自営業 4. その他()		・給与明細
勤務先名称	(株)△△△		・自営業の場合直近の確定申告書		
健康保険 (該当箇所を○)	<input type="checkbox"/> 協会健保 <input type="checkbox"/> 組合健保 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 共済組合 <input type="checkbox"/> 船員保険 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未加入				

申請後の収入(*印以外年間)	勤労収入 (パート・アルバイト含)	1,000,000	円/年	・今後の収入のわかる書類 ・給与明細が無い場合は雇用契約書など
	不動産収入 (アパート・駐車場)		円/年	・確定申告書類一式(過去2年分) 所得=売上高-必要経費 左の収入金額は所得額を記載してください。
	自営業収入 (営業・農業等)		円/年	
	公的年金収入 (該当箇所に金額記入)	老齢・基礎(国民・厚生・共済)		
		遺族(国民・厚生・共済)		円/年
		障害(国民・厚生・共済)		円/年
		()年金基金		円/年
その他()年金		円/年	・年金支給決定通知書	
利子・配当収入		円	・利息計算書、配当金計算書、預金通帳等	
失業給付*	日額()円 × ()日		・雇用保険受給資格者証、離職票1・2	
傷病・出産手当金	日額()円 × ()日		・支給通知書等、給付を証明する書類	

当てはまる項目に○,し,金額を記入し、記入した右側に記載されている書類を添付してください。

届出内容が事実と異なっていた場合や届出を遅延した場合は、遡って資格取消しをし、当該医療機関の医療費および給付金のすべてを返戻することに同意します。

令和 2 年 5 月 1 日

氏名 健保 太郎

自署でご記入ください。

1.この現況届に記載の状況が変わった場合には、いかなる場合であっても、速やかにその旨を届け出てください。

2.添付書類はすべて写しで結構です。

3.この現況届に未記入がある場合、あるいは添付書類が揃っていない場合には認定審査が行われません。

※収入金額欄「 円」に該当がない場合には「 0円」と記載してください。

4.認定審査のために、内容の問い合わせや、追加資料の提出が必要になる場合があります。

5.この現況届に虚偽の記載がされていた場合は認定取消しとなる場合があります。

こちらの注意事項も必ずお読みください。